

## 規制改革及び業務改革に繋がる職員提案の募集について

総務部 行政管理課

(0284-20-2112)

### 1 趣旨

本市は、職員の意識改革を図り、質の高い行政サービスの提供を目指し、5S運動や職員提案制度を活用した市役所改善運動を推進しています。

国及び県においても、地方分権を推進するため、地域が抱える課題を、地域自らの発想により解決できるよう、平成11（1999）年から「事務処理特例制度」を、平成26（2014）年から「提案募集方式」を導入し、その取組を支援しています。

そこで、今年度は、各課の事務の見直しに繋がる「規制改革や業務改革」を特別テーマとした職員提案を募集することとしましたので、報告するものです。

### 2 特別テーマ 規制改革や業務改革による事務の見直し

行政の大きな役割は、民間の力を引き出していくことや民間の活動を後押しすることであり、時代にそぐわない、あるいは本市発展の壁となっている規制は積極的な見直しが必要です。

また、「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」において、自治体におけるデジタル・ガバメントの推進には、サービスのフロント部分だけではなく、バックオフィス（受付・審査・決裁・書類の保存）も含め、エンドツーエンドで業務改革（BPR）の取組を徹底することを必要としています。

こうした事務の見直しは、市民、民間事業者のみならず、行政にとってもメリットがあることから、これらを「特別テーマ」として取り組むこととします。

### 3 取組事例

#### (1) 書面、押印、対面及び添付書類の見直し

コロナ禍において脆弱性があらわになった「書面・押印・対面」を原則とした制度、慣行の抜本的な見直しや、「そもそも、その書類が

必要か。」、「代替できる手段がないか。」、「情報連携の活用ができないか。」など、添付書類の見直しを行うことにより、市民サービスの向上と業務の効率化が期待できるもの

#### (2) 義務付け・枠付けの見直し

法令により全国一律に定められている基準の条例への委任や、国、県に対する協議、通知、届出、報告等の義務の廃止を提案し、法改正を促すことで市民サービスの向上と業務の効率化が期待できるもの

#### (3) 権限移譲

都道府県から市へ事務・権限を移譲することで、事務全体を一括して担当することができ、市民にとって身近な市の窓口でのワンストップサービスの実現や、効率的できめ細かい対応が可能となり、本市の実情に応じた独自の施策展開が期待できるもの

#### (4) 業務プロセスの再設計（業務改革）

デジタル技術の導入のみを目的とせず、「利用者中心の行政サービス改革」を実現するために、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めた業務プロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討することで、市民サービスの向上と業務の効率化が期待できるもの

## 4 提案方法

「3 取組事例」を参考に、下記提案区分のいずれかに該当するものについて、各課1つ以上の提案をお願いします。なお、提出に当たっては、所管部長の確認を受けてから提出してください。

また、複数の関係課による共同の提案も可としますので、積極的な提案をお願いします。

#### (1) 実績

各課の所掌事務において、自ら見直すことが可能であり、市民サービスの向上と業務の効率化について成果を挙げたと認められるもの

#### (2) 提案

各課の所掌事務において、国及び県等の規制により市単独で見直すことは難しいが、規制緩和によって市民サービスの向上と業務の

効率化について期待できるもの

特に優秀な提案については、国及び県への提案相談へと繋がります。

5 事務処理特例制度及び提案募集方式の概要

別紙のとおり

6 特別テーマ以外の職員提案

特別テーマ以外の通常の職員提案についても、現在募集しておりますので、積極的な提案をお願いします。

7 今後のスケジュール

令和4（2022）年 2月 職員実績等審査会

3月～ 国及び県へ提案相談

### ③ 条例による事務処理特例制度

#### (1) 制度改革の内容

地方自治法第252条の17の2の規定を新設し、都道府県の条例により、都道府県から市町村に事務・権限を移譲できることとしたものです。

#### (2) 制度改革の成果

市町村が、事務全体を一括して担当することで、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになりました。また、住民にとっても身近な窓口でサービスが一元化されました。

#### 事例

### パスポートの申請・受取のワンストップ化

相模原市(神奈川県)

従来、パスポート発給は、都道府県知事の事務とされてきたが、地方分権改革により、事務処理特例制度を活用した市への権限移譲が行われ、戸籍謄本の取得を含め、市内でパスポートの申請・受取ができるワンストップサービスが実現

#### 従前

- 従来、パスポート発給事務は、都道府県知事が行う事務とされ、市町村が実施できなかった
- 市内にある県営のパスポートセンター出張所は、週1回の開設日で申請のみ(受取は厚木市内の県央支所)

#### 地域の課題

戸籍謄本を市役所で取得後、パスポートの申請と取得で市内外の窓口に出向かなければならず、二度手間となっている

パスポート手続きに係る市民の負担が課題に！



#### 見直し

平成16年の旅券法改正を踏まえ、事務処理特例制度の活用によりパスポート発給事務を移譲

#### 取組後

- 県のパスポート発給事務が市町村でも可能となるよう、神奈川県の条例を改正
- これを受け、市内に新たに2か所のパスポートセンターを開設するとともに、戸籍謄本などを発行可能な区役所の連絡所も併設

#### 取組の成果

- パスポートの申請・受取がワンストップで手続可能となり、市民のパスポート申請者の約9割が利用



新たなパスポートセンターと併設された区役所の連絡所

事務の効率化

住民の利便性向上

# 2

## 提案募集方式について知りたい

### 1 提案募集方式の概要

#### ① 提案募集方式の特色

個性を活かしつつ、自立した地方をつくるために、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進する観点から、平成26年から地方の発意に根ざした新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。

#### 概要

#### 「提案募集方式」(H26年～)の概要・特色

##### 地方公共団体等

「地方公共団体への事務・権限の移譲」、「地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)」について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

1 事前相談・提案

関係府省回答

2

3 関係府省回答に対する見解

##### 政府

内閣府が実現に向けて関係府省と調整

重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府HPで公表

#### 特色

1. 従来型の事務局、地方六団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
2. 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
3. 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決策を見出すことにつながる提案
4. 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

各府省との調整対象となった地方からの提案に対する実現・対応の割合は、

78.1%

となっています。

### ② 提案の主体

提案主体となることができる団体は、以下のとおりです。

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織  
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。)
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)